

社債型種類株式に関するQ&A

2026年2月13日

INNOVATING TO IMPACT

dentsu

社債型種類株式に関するQ&A

1. 社債型種類株式に係る定款変更を行う目的は何か	当社グループは、「中期経営計画2025-2027」において、主に海外事業の競争優位性及び収益性の回復を重要な経営課題と位置付け、資本効率を重視した経営方針のもと、持続的な企業価値の向上を追求しています。現在、収益性の回復に向けた経営基盤の再構築と、不振ビジネスの見直しを推進するとともに、競争優位性の回復に向けた内部投資を行っています。2025年度は、業績の主要な指標であるオーガニック成長率は概ね想定どおりの水準、オペレーティング・マージンは想定をやや上回ったものの、主に海外事業における多額かつ連続した減損損失の計上に伴い、自己資本比率をはじめとする多くの財務指標に影響がありました。本定款変更により、将来の成長に向けた投資に備えるとともに、資本の充実を図り、財務の健全性を改善させるための柔軟な選択肢をあらかじめ確保することを目指します。
2. 社債型種類株式の特徴は何か	会社法上の株式ですが、株式と社債の中間的性格を有するハイブリッド・ファイナンスであり、商品性はハイブリッド社債に類似しています。社債型種類株式には議決権や普通株式への転換権がなく、社債としての側面を有した商品性を想定していません。また、社債型種類株式の配当や残余財産の分配順位は普通株式に優先し、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型の種類株式です。普通株式とは別に、東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しており、個人投資家をはじめとする幅広い投資家の皆様へ投資機会を提供することを企図しています。
3. 財務戦略上、社債型種類株式に期待する役割・資本構成上の位置付けは何か	社債型種類株式は、普通株式の発行によって生じる普通株主の議決権の希薄化や普通株式に係るROEやEPSへの影響を抑制（※）しつつ、自己資本を拡充することが可能です。また、格付会社から、発行額の一部に対して格付上の資本性認定を受けられます。更に、社債型種類株式は主に個人投資家を対象としており、資金調達手段の多様化にも寄与します。以上のとおり、社債型種類株式は、今後、事業戦略・財務戦略において最適な調達手法の選択肢を追求する際の有益な手法となりうると考えます。

※ 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より社債型種類株式に係る部分（払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

社債型種類株式に関するQ&A

4. 普通株主にデメリットが生じないか	議決権や普通株式への転換権がないため、普通株主の議決権の希薄化が生じません。 発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型の種類株式であり、優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主のみが有します。 普通株式による公募増資と異なり、議決権の希薄化は生じず、普通株式に係るROEやEPS等への影響に配慮 ^(※) した調達手法です。
5. どのような発行形態を想定しているか	現時点では具体的な発行は未定ですが、発行する場合には、国内における公募（一般募集）を通じ、個人投資家をはじめとする幅広い投資家にご投資いただくことを想定しています。 当社の普通株主である皆様にもご購入いただけることを想定しています。
6. 第1回社債型種類株式の発行時期と発行金額の予定は	現時点では発行時期及び発行金額を含めて決定している事実はなく、具体的な予定は未定となります。ただし、今般の社債型種類株式に係る定款変更を株主総会においてご承認いただけた場合には、今後、当社グループの事業戦略・財務戦略を踏まえて、市場環境に鑑みて最適な発行時期及び発行金額を検討します。 なお、2026年2月13日提出の第1回社債型種類株式の発行登録書においては、発行金額は最大2,000億円と設定しています。
7. 第1回社債型種類株式の固定配当の配当率レンジを5パーセント以下として設定した理由は	資本と負債の中間の位置付けであるという商品性を踏まえつつ、類似する社債型種類株式・ハイブリッド社債の市場価格等を総合的に勘案し、設定しています。 なお、当該水準は、2026年2月13日現在の市場環境等を前提としており、今後の市場環境等の変化によって、変更される可能性があります。
8. 東京証券取引所プライム市場への上場を検討する理由は	個人投資家をはじめとする幅広い投資家に投資いただく上で、東京証券取引所プライム市場への上場によって認知度を高めるとともに、売買の機会を提供することが重要と考えたためです。

※ 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より社債型種類株式に係る部分（払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

社債型種類株式に関するQ&A

9. 5年後に、第1回社債型種類株式を現金対価で取得（コール）する予定なのか	当社が今後第1回社債型種類株式を発行した際に、発行日の5年後以降に現金対価で取得（コール）するか否かは、その時点の事業・財務状況や市場環境等を総合的に勘案して判断します。 なお、ハイブリッド・ファイナンスの市場慣行として、多くの投資家が発行日の5年後から配当がステップアップするタイミングまでに、当社による取得（コール）が行われることを期待している点は十分に認識しております。
10. 複数回号を設定しているが、具体的な発行はどのように考えているか	現時点では、第1回を含め、発行時期を含めて具体的な発行について決定している事実はありません。将来の資金調達需要や資本拡充の必要性等に応じた機動的な発行を目的に、第6回までの授權枠を確保しています。 この他、当社が第1回社債型種類株式を現金対価で取得（コール）する場合には、原則として同等以上の資本性調達を行う必要があるため、当該取得に伴い同様の社債型種類株式を発行することも考えられます。
11. 買収防衛策として利用されないか	社債型種類株式は、議決権や普通株式への転換権がないため、買収防衛策に活用できる性質ではなく、当社においてそのような想定もありません。 社債型種類株式を無償割当て等で普通株主に割り当てることも想定していません。

免責事項

この文書は当社の社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。